

1 ■052■ 捜査の監視

2 ◎これまで捜査機関に与えられている捜査権限をみてきた。今回と次回は、被疑者側に与
3 えられている防御権をみてみよう。

4 ・防御権を行使する手段を本書では5つの類型に分けてみた。何かな？

5
6
7
8 ◎では、まずは捜査の監視から。大半は復習となる。

9 *任意処分に対し立会を認める規定はあったかな？

10
11 *身体拘束されていない被疑者の取調べに弁護人を立ち合わせることは
12 できると考えるべきか？

13
14
15 *強制処分についてはどうか。

16 ・搜索・差押・検証には、何条に基づき、誰が立ち会うか？

17
18 *被疑者・弁護人は？

19
20 *（強制採尿については【028】～【031】を学んでからまとめてください。）

21
22 *通信傍受については、誰が立ち会うか？

23
24 ・第三者が立ち会わなくてもよい方法も2016年改正により創設された。何条？

25
26 ・被疑者・弁護人は？

27
28 *勾留質問の際に弁護人は立ち会えるか？

29
30 *勾留開示の際に弁護人は参加できるか？

31
32 *被疑者取調べの際に弁護人は立ち会えるか？

33
34
35
36 ■053■ 不服申立

37 ◎捜査に関連する不服申立手段は、法律上の用語ではないが、()と呼ばれる。

38 *裁判官の命令に対する不服申立は何条？

39
40
41 ●弁護人は、裁判官が勾留されている被疑者の勾留の期間を延長する裁判をした場合、「や
42 むを得ない事由」がないことを理由として、準抗告をすることができる。(司)

43
44 *捜査機関の処分に対する裁判所への不服申立は何条？

45
46 *不服申立の手続を定める規定は何条と何条？

47
48 *通信傍受に対する不服申立については別に規定がある。何という法律の何条？

49

- 1 ◎不当な処分の全てについて準抗告できるわけではない。
2 *任意処分に対して準抗告は？
3
4 *捜索に対して準抗告は？
5
6 *検証に対して準抗告は？
7
8 ・捜索差押許可状記載の「差し押さえるべき物」に該当しない物を捜査機関が写
9 真撮影した。これに対する準抗告を最高裁は認めたか？
10
11 ・その理由は？ あなたはその理由に納得するか？
12
13 *逮捕に対して準抗告は？
14
15 ●被疑者甲は、任意同行後の取調べで犯行を自白して緊急逮捕され、逮捕状が発付された
16 が、緊急逮捕に先行する任意同行の過程に違法があったことを理由に、逮捕状発付の取
17 消しを求めたい。この場合、準抗告が可能である。(司)
18 ●被疑者甲は、逮捕後、検察官の勾留請求に基づいて発付された勾留状により勾留された
19 が、先行する逮捕手続に違法があったことを理由に、勾留状発付の取消しを求めたい。
20 この場合、準抗告が可能である。(司)
21
22